

# 社会政策学会誌編集委員会規程

## 1. 設 置

社会政策学会誌の編集を所掌する編集委員会（以下、編集委員会）を常置するものとする。

## 2. 構 成

編集委員会は、委員長、副委員長、委員によって構成されるものとする。

(2) 委員長は学会幹事会において選任された学会誌編集担当幹事があたるものとする。

(3) 副委員長は委員の互選により選任するものとする。

(4) 委員会の構成は委員長を含め 20 名以内とする。

(5) 委員は、専門分野を考慮して学会幹事会の議に基づき代表幹事が委嘱する。

## 3. 役 割

編集委員会は、社会政策学会誌の発行に関し、編集方針の決定、査読専門委員との連絡調整、掲載原稿の決定、刊行、疑義・不服への対応、投稿状況に関する情報開示など、編集方針ならびに編集体制に役割を負うものとする。

(2) 編集委員は、編集委員会の決定と編集委員長の統括のもとに、学会誌の編集ならびに刊行に必要な役割を分担するものとする。

## 4. 任 期

委員長、副委員長、委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

## 5. 査読専門委員の委嘱

社会政策学会誌編集規程の 5. に掲げる各欄のうち研究論文ならびに研究ノートについて、投稿論文の査読審査のため、編集委員会の下に査読専門委員を置く。

(2) 査読専門委員は、編集委員会の議にもとづき、代表幹事が委嘱する。査読専門委員には英文査読専門委員を含むものとする。

(3) 編集委員会は、特定の論文を審査するために臨時に査読委員を委嘱することができる。

(4) 査読専門委員は、所定の手続きにしたがって審査を行い、指定された期限までに編集委員長に審査報告書を提出する。

(5) 査読専門委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

(6) 編集委員会は、査読専門委員からの審査報告書に基づき、掲載の採否、修正等の取り扱いを決定する。

## 6. 疑義・不服の手続き

編集委員会は、論文等の投稿者から査読の内容もしくは採否の決定に関して疑義・不服が申し立てられた場合には、可及的速やかに申し立て者に回答しなければならない。

## 7. 編集委員・査読専門委員協議会

編集委員長は、大会時に、編集委員・査読専門委員協議会を招集し、査読審査に関わる基本事項を協議するものとする。

## 附 則

1. 本規程は、2007 年 5 月 20 日より施行する。

2. 編集委員ならびに査読専門委員の氏名は公開を原則とする。ただし、5. の 3. に基づき委嘱

される臨時の査読委員はこの限りではない。

3. 本規程 5. の 4. に基づく査読審査の手続きは、編集委員会が別途定める社会政策学会誌査読指針に従って実施されるものとする。

一部改正 2009年5月23日(2.構成(4) 委員会の委員の数を7名以内から12名以内に変更)

一部改正 2011年10月8日(2.構成(4) 委員会の委員の数を12名以内から20名以内に変更)